

山口県立大学学部再編に係る調査・コンサルティング業務に係る

公募型プロポーザル応募要項

令和4年9月20日

山口県立大学

1. 目的

本要項は、山口県立大学学部再編に係る調査・コンサルティング業務について、プロポーザル方式により契約業者を決定するにあたり、その手続について必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名
山口県立大学学部再編に係る調査・コンサルティング業務
- (2) 業務内容
別紙「山口県立大学学部再編に係る調査・コンサルティング業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間
契約締結日から2024年（令和6年）6月30日まで
- (4) 予算限度額
16,529千円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 企画提案書提出者の参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) この手続の開始の日から契約締結の日までの日において、山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事更生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

4. 参加表明の受付

この手続に参加を希望する者は、参加表明書（別紙様式1）を提出すること。

- (1) 提出期限
2022年（令和4年）10月4日（火）午後5時（必着）
- (2) 提出方法
電子メールにより提出すること。
- (3) 提出先
本応募要項末尾の「お問い合わせ先」のとおりとする。

5. 質問書の提出期限、提出方法、提出先、提出期限・回答方法

- (1) 提出期限
2022年（令和4年）10月5日（水）午後5時（必着）

- (2) 提出方法
質問については、質問書（別紙様式2又は別紙様式2と同じ体裁のものを打ち直して使用することも可）の提出により行うものとし、質問書は電子メールで提出すること。電話での質問は受け付けない。
- (3) 提出先
本応募要項末尾の「お問い合わせ先」のとおりとする。
- (4) 回答方法
2022年（令和4年）10月6日（木）までに、参加表明のあった者全員に対して回答する。

6. 応募書類の提出

- (1) 提出書類
- ①参加申込書兼誓約書
参加申込書兼誓約書（別紙様式3）のとおり
 - ②提案書
様式任意。ただし、A4版両面とすること。
- <必須項目>
- | |
|--|
| ア 表紙（会社名、担当者名および電話番号等連絡先を明記） |
| イ 目次 |
| ウ 各業務内容に関する提案（別紙「山口県立大学学部再編に係る調査・コンサルティング業務仕様書」に沿って作成） |
| エ 業務実施体制・スケジュール |
| オ 過去3年間に行った同様の業務実績 |
- ③業務実施経費に係る見積書
様式任意。ただし、業務に係る一切の所要経費を見積もり、各費用に係る明細など可能な限り明らかにすること。（消費税及び地方消費税を含む）。
また、年度毎の内訳を示すこと。
 - ④会社概要
可能な限りA4版とする。（既存のもので可）
- (2) 提出期限
2022年（令和4年）10月11日（火）午後5時（必着）
- (3) 提出方法
郵送のみ
- (4) 提出先
本応募要項末尾の「お問い合わせ先」のとおりとする。
- (5) 提出部数
8部（正本1部、副本7部）
正本、副本に係る電子媒体（PDF形式）1式も併せて提出すること。
- (6) その他
- ・提案は、1業者につき1提案とする。
 - ・提案書等を受け付けた後の追加、修正、削除は認めない。

7. 審査

- (1) 予備審査
参加者が多数の場合、予備審査を実施することがある。予備審査を実施した場合は、その結果をすべての参加者に通知する。
- (2) 本審査（プレゼンテーション）※日時と場所については別途参加者に通知する。
1業者につき30分程度（説明20分以内、質疑応答10分程度）
（注）新型コロナウイルスの感染状況によっては、オンラインで実施する場合がある。
- (3) 企画提案書等の評価項目、評価事項
別紙「提案書評価表」のとおり。

- (4) 契約予定者の選定方法
(3)の評価による総合点が最も高い参加者を、当該業務の契約予定者とする。ただし、総合点が最も高い者が2者以上ある場合は、くじ引きによって選ばれた者を当該業務の契約予定者とする。
- (5) 結果通知
本審査でプレゼンテーションを行ったすべての者に、後日文書で結果を通知する。
なお、審査結果に対する異議は受け付けない。
- (6) 契約等
(4)によって選定された契約予定者と、提出された見積書と同価格の委託見積書の提出をもって契約締結を行う。

8. 留意事項

- (1) 次の条件のいずれかに該当する場合は、企画提案書を無効とすることがある。
- ・当該手続の参加資格を有しないとき
 - ・企画提案書を期限までに提出しないとき
 - ・提案の内容が最低限の要求水準を満たしていないとき
 - ・企画提案書の重要事項が適切に記載されていないとき
 - ・虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
 - ・前各号に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき
- (2) 企画提案書の作成・提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。なお、企画提案書は、契約予定者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) 契約については、年度毎に改めて契約することとする。なお、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、令和5年度以降の契約を締結しないことがある。
- (5) 新学部設置認可申請が不要であることが判明した場合は、本学と受託者協議の上、業務内容及び契約額を変更する。

9. その他

- (1) 令和4年10月12日（水）以降、契約締結までの間にこの手続に参加した者が山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることになった場合は、審査の対象とせず、契約の締結を行わない。

【お問い合わせ先】

公立大学法人山口県立大学
法人経営部 事業管理・経営企画部門
担当：田原

〒753-8502 山口市桜島3丁目2-1
電話：083-928-3417
FAX：083-928-3464
Email：kikaku@jimu.yamaguchi-pu.ac.jp